

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

進行に関する意見書

(島崎証言が示した問題点を解明する徹底した審理を求める)

平成29年6月5日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島田 広

同 弁護士 笠原 一 浩

1 前日期日における島崎証人尋問の結果，次のことが明らかになった。

- ①一審被告の行った地盤調査は，特に海底の音波探査については，震源域のはるか上部のきわめて浅い地層しか捉えられておらず，震源域に当たる深さの地層は調査できていないこと
- ②入倉・三宅式は，地震発生後に震源インバージョン等により解析された断層面積を当てはめればおおよそ妥当な結果を得られるが，地震発生前に確認できる活断層の長さを当てはめると地震動の大幅な過小評価となり，入倉・三宅式を基準地震動の算定に用いた原発では基準地震動が過小に算定されていること
- ③入倉・三宅式を過小評価の少ない武村式に変えることで基準地震動の算定値は大幅に増加するところ，一審被告の主張する三連動評価や「不確かさの考慮」によってカバーされる増加分はこれよりはるかに小さく，一審被告による「不確かさの考慮」はきわめて不十分であること
- ④このように，本件原発につき入倉・三宅式を用いて基準地震動を算定すると過小評価になること自体は，島崎氏のみが主張していることではなく，東京大学の瀧瀬一起教授や三宅弘恵教授の見解からも示されていること
- ⑤地震本部が2016年12月9日に行ったレシピの改訂によっても，過去の地震記録のない本件原発において入倉・三宅式を用いて基準地震動を推定する手

法は事実上否定されており、この点で基準地震動の審査は不十分で、「最新の研究成果を考慮」するとした審査ガイドにも反した欠陥があること

- 2 上記島崎尋問は、本件訴訟における、とりわけ本控訴審における、一審被告の安全性に関する主張を、ことごとく打ち砕くものである。

すなわち、一審被告は、これまで、①一審被告は慎重な調査を行って地盤の安全性及び周辺断層の状況を確認している、②「不確かさの考慮」を十分行い、本来必要のないFO-A～FO-B～熊川断層の三連動評価まで行って、基準地震動の妥当性を確認した、③こうした一審被告の基準地震動の設定は、福島原発事故の教訓を踏まえた新規制基準に基づく規制委員会の厳しい安全審査によっても、その妥当性を確認されている、と主張し、これを本件原発の安全性の主張の柱としてきた。

ところが、上記島崎証言によって、①一審被告による地盤や断層の状況の確認は到底十分なものとはいえないこと、②一審被告の主張する「不確かさの考慮」や三連動評価によっては、入倉・三宅式を用いることに伴う基準地震動の過小評価は到底カバーしきれないこと、及び③規制委員会による審査は、学会や地震本部の最新の知見に何ら対応しておらず、著しく不十分で審査ガイドにも反した欠陥があるのに、規制委員会はこれを事実上無視していることが明らかになっており、一審被告らの上記安全性に関する主張は、島崎証言によって、その根幹が否定されているといえるのである。

- 3 上記の経過からすれば、一審被告の従前の主張立証、及び一審被告が甲第214号証として提出した安全審査の審査書によっては、何ら本件原発の安全性は証明されず、本件原発については基準地震動が過小評価されており、一旦地震に見舞われた場合に原判決が指摘するような深刻な事態に陥る危険性があることが明らかになったといえる。

なお、一審原告が次回期日に提出する予定の甲第478号証は、島崎証言とは別の観点からの検討によってではあるが、一審被告による『地盤特性（サイト特性）』『伝播特性』『震源特性』の地域性の考慮によって、「平均像」に基づく基準地震動策定の問題点を回避することは可能であり、一審被告は慎重に地域特性を

調査・考慮して基準地震動を策定した」旨のこれまでの主張立証が虚構であり、真実は、不利なデータを無視し、架空の地盤モデルをつくりあげるなどして、基準地震動を過小評価していたに過ぎないことを明らかにするものであり、きわめて重要な証拠である。これにより、一審被告による地盤・断層調査及びそれに基づく基準地震動策定が重大な欠陥を含むものであることが、一層明白となった。

4 裁判所が、福島原発事故以前に、杜撰な安全審査の問題点に目を向けることなく、安易な安全審査の追認を繰り返し、結果として同事故を防げなかった「司法の責任」を真摯に反省するならば、上記島崎証言等が提起した問題点から目を背けることは断じて許されない。同証言の内容及びこれに関連する諸問題について、改めて徹底した攻撃防御の機会を当事者双方に与え、充実した審理を行うことは、貴裁判所が国民に対して負っている重大な社会的責任である。

5 以上を踏まえて、今後の進行について、一審原告らは改めて次のことを求める。

(1) 今後、島崎証言に対する反論の主張立証が一審被告からなされることが予想されるが、一審原告らに、これに対する再反論の主張立証の機会を十分に与えられたい。

(2) 島崎証言が提起した、一審被告による断層・地盤調査の不十分さの問題は、まさに本件原発の安全性の根幹を揺るがす重大問題である。この点に関して、一審原告らは、既に地質工学の専門家である立石雅昭氏（現新潟県「原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」委員）を証人申請しており、同氏の証言によって、島崎証言の上記指摘をさらに詳細かつ具体的に証明する予定であるので、その証人採用をなされたい。

(3) 島崎証言によって問題点が明らかになった新規制基準に基づく安全審査、前回提出された甲第214号証についても、一審原告らはその問題点を整理して主張する予定であり、また既に関連する証人申請を行っているので、今後の一審原告らの主張を踏まえ、重要証人について証人採用をなされたい。

なお、万が一、貴裁判所が、島崎証言が示した上記問題点を無視し、以上のような充実した審理をつくすことなく結審を計ろうとする場合には、一審原告らは、批判を恐れず証言にたった島崎証人の勇気と、「二度と原発事故を繰り返すな」

との国民の切なる願いにこたえるべく、重大な決意をもって次回期日にのぞむ所  
存である。

以 上